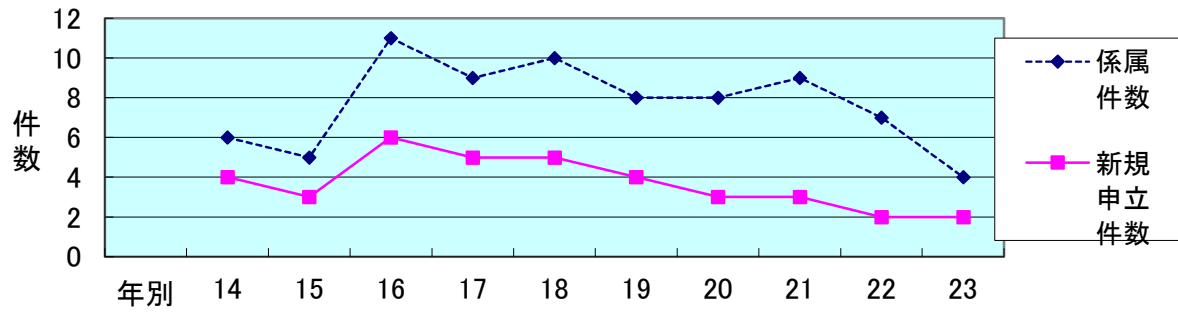


(第12表) 不当労働行為事件取扱件数の推移

平成23年12月31日現在



(第13表) 不当労働行為事件取扱状況

平成23年12月31日現在

状 況		21	22	23		
係 属 状 況	前年からの繰越		6	5	2	
	新規申立		3	2	2	
	計		9	7	4	
	申 立 人	組 合		3	2	2
		個 人				
		組合・個人				
	新 規 申 立	該	1			
			2	1	1	2
			3			
			4			
		当 号	1・2		1	
			1・3	1		
			1・4			
			2・3			
			2・4			
			1・2・3	1		
	企 業 規 模	1・2・3・4				
49人以下		1	1			
50人～99人			1			
100人～499人		1		1		
500人～999人		1		1		
1,000人以上						
終 結 状 況	移 送					
	取 下		3		1	
	和 解	関 与		1	1	2
		無 関 与				
		小 計		1	1	2
	命 令 決 定	全 部 救 済				
		一 部 救 済		1	3	
棄 却			1			
却 下						
小 計		1	4			
終 結 計		5	5	3		
次 年 へ 繰 越		5	2	1		
終結事件平均処理日数		367.4日	645.2日	393.3日		

(第14表) 不当労働行為事件 一覧表

平成23年12月31日現在

事件 番号	業種	組合員数	該当 事項	請求する 救済の内容	申立 年月日	終結 年月日	所要 日数	調査 回数	審問 回数	証人	担当委員 ◎審査委員長 ○審査委員 △参与委員	終結 状況
		従業員数										
21 3	製造業	(4) 650	1 2 3	不利益取扱いの撤回 団体交渉応諾 文書揭示・文書交付	H21.9.28	H23.12.2	796	7	3	4	○村田 △藤原 △西場	取下げ
		160										
22 2	医療、福祉	(不明) 20	1 2	原職復帰・バックペイ 団体交渉応諾 文書揭示・文書交付	H22.11.15	H23.7.4	232	3	1	0	○森田 △吉田 △西場	関与 和解
		150										
23 1	製造業	(14) 600	2	団体交渉応諾 文書揭示・文書交付	H23.4.1			7			○松本 △土森 △岸	係属中
		510										
23 2	生活関連 サービス 業、娯楽業	(1) 134	2	団体交渉応諾	H23.6.23	H23.11.21	152	2	1	1	○渡辺 △板垣 △大西	関与 和解
		160										

※()内は、不当労働行為が行われた事業所における申立組合の組合員数。

※ 該当事項1、2、3、4は、それぞれ次のとおり。

- 1: 不利益取扱い(労働組合法第7条第1号)
- 2: 団体交渉拒否(労働組合法第7条第2号)
- 3: 支配介入(労働組合法第7条第3号)
- 4: 報復的不利益取扱い(労働組合法第7条第4号)